

公益財団法人沖縄県スポーツ協会 表彰規程細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会（以下「本会」という。）公益財団法人沖縄県スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）第12条の規定により審査基準及び選考基準に関して必要な事項を定める。

(審査基準)

第2条 表彰の審査は、次の各項の基準に基づいて行う。

(1) スポーツ功労賞：次の各号の一に該当するもの。

- ① 本会役員（理事長、副会長、理事）及び加盟団体において役員（会長、副会長、理事）として20年以上の実績を有し、年齢が満55歳以上であること。
- ② 本会の理事長職及び加盟団体の会長職を10年以上歴任し、その業績が推薦に値すると認められ、満55歳以上であること。

(2) 感謝状：次の各号の一に該当する者及び団体。

- ① 本県のスポーツ振興のための助成事業等で顕著な実績のあった者及び団体。
- ② その他本会理事長が必要と認め推薦された者。

(3) 国民スポーツ大会賞（正式競技）：次の各号の一に該当する者及びチーム。

- ① 沖縄県知事特別賞
国民スポーツ大会において、同一競技で3年以上連続して優勝した者、チーム及び競技団体、または競技別総合成績（天皇杯・皇后杯）において3年以上連続して総合優勝した競技団体。
- ② 沖縄県知事賞
国民スポーツ大会において、種目別に優勝した者及びチーム、または競技別総合成績（天皇杯・皇后杯）において総合優勝した競技団体。
- ③ 優秀競技者賞
国民スポーツ大会において、8位以内に入賞した者及びチーム。
- ④ 優秀監督賞
国民スポーツ大会において、種目別に優勝した個人及びチームの監督。

(4) 最優秀競技者賞：細則の(3)②及び(5)の中から最も優秀な成績を収めた者又はチーム。

(5) 優秀競技者・チーム賞：国民スポーツ大会正式競技を除く次の各号の一に該当する者及びチーム。

- ① オリンピック・世界選手権大会に日本代表として出場した者。
- ② 全国規模の大会で優勝した者及びチーム（国民スポーツ大会特別競技及び公開競技含む）。
- ③ その他（上記①以外）の国際競技大会に日本代表として参加し3位以内に入賞した者及びチーム。

(6) 優秀指導者賞

競技者に対し、2年を超える指導歴を有して育成した選手又はチームが第2条の(3)の①及び②、(4)、(5)の成績を収めた指導者。ただし、中学生及び高等学校生の指導者については、1年を超える指導歴とすることができる。

(7) 前各号に規定するものは、何れも本会加盟団体に登録されている者及び本県のスポーツの振興に貢献した者

(選考基準)

第3条 選考の実施については、次の事項を適用する。

- (1) スポーツ功労賞は一回限りとする。
- (2) 国民スポーツ大会賞の各賞について重複授与はしない。
- (3) 優秀競技者・チーム賞、最優秀競技者賞は、児童、シニア、マスターズ等を除く。
- (4) 陸上競技・水泳競技のリレー種目及びペア競技種目等は個人競技とみなす。
- (5) 全国規模の大会とは、日本スポーツ協会加盟団体及び全国を統括する学校体育団体が主催する全国大会、実業団大会、社会人大会を含む。
- (6) 選手権大会に年齢別を設けるものは対象としない。（ただし、国際競技大会は、その限りでない。）

- (7) 生涯体育の一環とみなす全国大会は対象としない。
- (8) その他の国際競技大会とは、ジュニア世界選手権大会、アジア大会、ユニバシアード大会、ヨーロッパ選手権大会等の大会。
- (9) 国際競技大会で、親善や強化を目的とした大会及び遠征等の国際交流大会は対象としない。

附 則

- 1 この細則は、昭和35年12月17日から施行する。
- 2 この細則は、平成 元年 7月18日から施行する。
- 3 この細則は、平成10年 3月20日から施行する。
- 4 この細則は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 5 この細則は、平成12年 8月 8日から施行する。(知事賞、知事特別賞をおく。)
- 6 この細則は、平成14年 3月22日から施行する。
- 7 この細則は、平成19年 1月30日から施行する。(受賞対象の見直し。)
- 8 この細則は、平成22年10月21日から施行する。(優秀指導者賞、指導歴の見直し。)
- 9 この細則は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 10 この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 11 この細則は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 12 この細則は、令和 6年 6月19日から施行する。
- 13 この細則は、令和 8年 4月 1日から施行する。

選 考 基 準

- 1. 最優秀競技者賞は、原則として個人又はチームの中から「ひとつ」とする。
- 2. (4) のペア競技等とは、ボート・カヌー・なぎなた演技等をいう。
- 3. (6) の「国際競技大会はその限りでない」とは、U19、U20、等の年齢の上限を設けた、サッカー・ハンドボール等の国際競技大会をいう。